

第3次南九州市子ども読書活動推進計画



令和3年12月1日

南九州市教育委員会

南九州市立図書館は鹿児島県下における公共図書館の始まり

明治14年当時の知覧村に新聞縦覧所、明治16年に当時の川北村に根占書籍館が設立されたときが始まりとされている記録があります。(昭和42年発行鹿児島県史)

また、川辺図書館は大正12年、穎娃図書館は大正13年に創設されたという記録があります。

南九州市は県の訓令発布の前に図書館の形態を確立している歴史的背景があります。

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	基本的な方針	2
第3章	子どもの読書活動推進のための方策	3
I	家庭における幼児期からの読書習慣化の推進	
1	家庭の役割	
2	家庭での取組	
II	地域に密着した子どもの読書活動の推進	4
1	南九州市立図書館	
2	各種読書活動推進団体等への支援	
III	学校等と連携した子どもの読書活動の推進	6
1	幼稚園等	
2	小学校・中学校	
3	高等学校	
4	障害のある方も利用しやすい施設設備の推進	
5	学校図書館の充実	
IV	子どもの読書に関する事項の啓発と広報の推進	10
1	「子ども読書の日」設定の意義と各種取組に関連させた行事	
2	学校、個人・団体の優れた取組への表彰	
第4章	推進体制の整備	10
1	子どもの読書活動推進体制の整備	
2	地方公共団体における連携・協力体制の整備	
3	各種団体等との連携・協力の促進	
【参考資料】	子どもの読書活動の推進に関する法律	12

注) 本推進計画は、「子ども」「子供」の表記については、「子ども」に統一して表記しています。

第1章 はじめに

子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

そのため、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが重要です。

さらに、平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」でも、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関等との連携強化などを定めています。

南九州市は、*¹鹿児島県下において早期に公共図書館の創設を果たしている歴史的背景もあり、これまで市立図書館の整備・充実、学校図書館の充実や市立図書館と学校図書館の連携など読書活動推進体制の確立に向けて努力してきました。



知覧新聞縦覧所跡碑

鹿児島県において、昭和35年に開始された「*²親子20分読書運動」を契機として「かごしまの子ども朝読み・夕読み」実践推進事業等による読書推進活動が行われています。南九州市では、早くからこの運動の取組を実践した経緯もあり、子どもの読書に関心が高かったことが窺えます。

*¹鹿児島県下において早期に公共図書館の創設を果たしている歴史的背景

明治14年当時の知覧村に新聞縦覧所、明治16年に当時の川北村に根占書籍館が設立されたときが始まりとされている記録があります。(昭和42年発行鹿児島県史)

*²親子20分読書運動

昭和35年、鹿児島県立図書館久保田彦穂(椋鳩十)館長が提唱した県民運動。「教科書以外の本を、子どもが20分くらい読むのを、お母さんが隣で静かに聞く」という「母と子の20分間読書」が始まり。

平成19年12月に穎娃町・知覧町・川辺町が合併し、それまで、知覧町にあった知覧町立図書館協会(公共図書館と小・中学校の校長・読書指導担当教諭・学校司書・司書等から構成)が南九州市読書活動推進会議と名を改め平成20年5月に設置され、活動が開始されました。

現在の図書館は、知覧図書館が平成11年3月に、穎娃図書館が平成19年7月に、川辺図書室が平成21年7月に設置されています。

移動図書館車は、平成12年にゆめさと号が旧知覧町に導入され、その後、平成23年にさくら号が導入されました。

(平成29年に「ゆめさと号」は、運行停止。現在は、移動図書館車1台体制)

また、平成26年度には新図書館システムの更新が行われ、設備の充実が図られて



さくら号

います。

平成 28 年度からは、幼児期からの読書推進として、赤ちゃん絵本プレゼントやセカンドブック事業も始まりました。また、読書のつどいや読み聞かせ等の行事、出張おはなし会などを読書グループやボランティア等の協力を得ながら実施しています。

今後は、各団体の活動支援や、ボランティア育成の実施、スキルアップのための研修会など定期的を開催していきます。併せて、幼稚園・保育所等での出張おはなし会や読み聞かせなどの支援を広げていきます。

また、高等学校との連携では、高等学校図書館との連絡を密接にとり、図書館員体験募集や高校生の読書を広げるための図書館経営のあり方等について検討していきます。

本計画は、南九州市教育大綱「教育施策の基本目標実現に向けた 6 つの方向性」の中の 1 学校教育の充実に位置づけられた「⑥読書活動の推進」並びに、2 社会教育の充実に位置づけられた「⑤図書館サービスの充実」と鹿児島県教育委員会の「第 4 次鹿児島県子ども読書推進計画」に基づき、平成 29 年 4 月に作成した「南九州市子ども読書推進計画」を改定し、さらに子ども読書活動を推進するものです。

第 2 章 基本的な方針

子どもが、生涯にわたる読書の習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子どもがその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることのできる環境の整備を社会全体で取り組んでいくことが必要です。

南九州市では、県の「1 日 20 分読書」運動の支援や、鹿児島県の*³四つの柱の推進を踏まえ、この基本方針を具現化するために、南九州市においても四つの柱を立てて本計画を進めようとするものです。

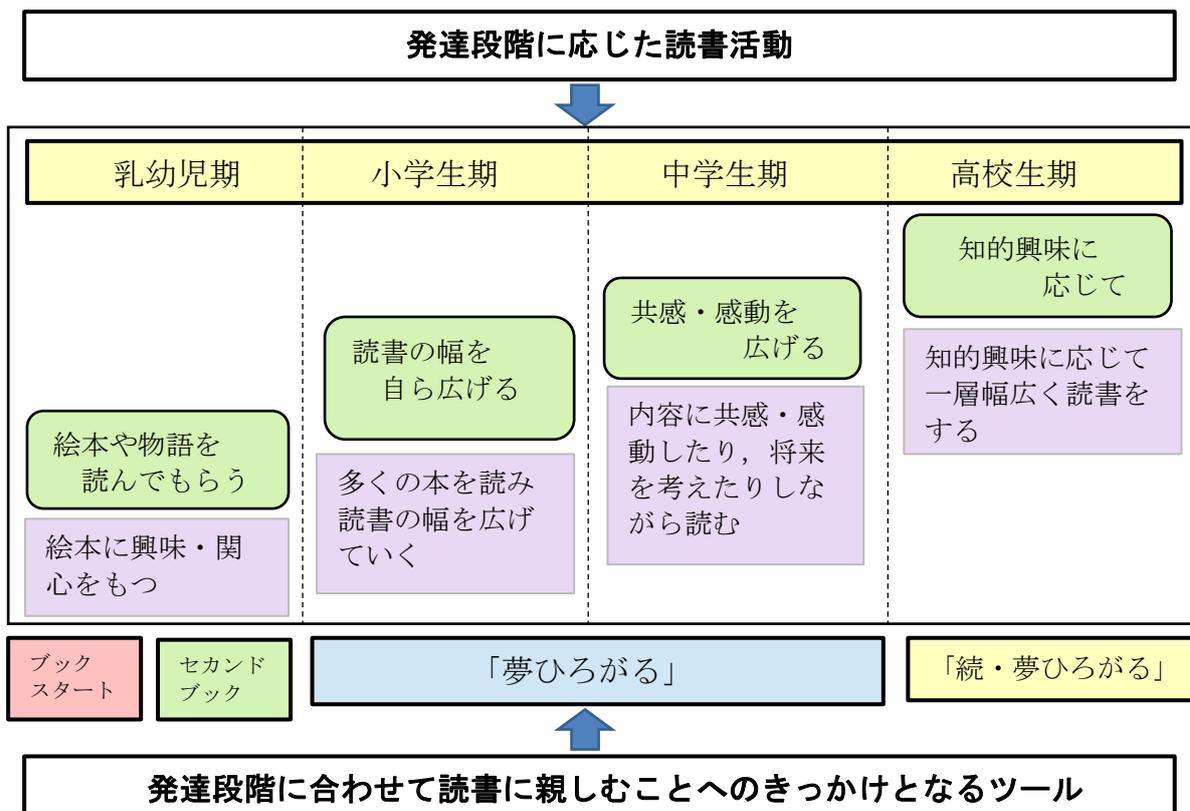
南九州市の四つの柱

- I 家庭における幼児期からの読書習慣化の推進
- II 地域に密着した子どもの読書活動の推進
- III 学校等と連携した子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書に関する啓発広報の推進

*³ 県の四つの柱

- I 家庭における子どもの読書活動の推進
- II 地域における子どもの読書活動の推進
- III 学校等における子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

発達段階に応じて、以下のようなイメージで読書活動の推進を図っていきます。



第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 家庭における幼児期からの読書習慣化の推進

1 家庭の役割

生活の中で，身近に1冊の本がある環境が理想です。保護者が市立図書館の有効な活用を図り，幼児期からの絵本の読み聞かせを行い，積極的に読書に親しむ姿勢を見せ，インターネット関連機器から離れて好きな本を読む時間や本について話し合う時間を意識的に持ち，読書の楽しさを自然と知る機会をつくるのが大切です。

2 家庭での取組

(1) 実践

- ア 「1日20分読書」運動の推進を図ります。
- イ 「読書の日」や「読書の時間」等の設定をします。

(2) 家庭への支援

- ア *⁴赤ちゃん絵本プレゼント事業や*⁵セカンドブックプレゼント事業をとおして，乳幼児期から読書活動をスタートするとともに，読書習慣化の定着を図ります。

- イ 保護者の読書活動への関心を高めるため，家



セカンドブックプレゼント

庭教育学級や諸行事，PTA研修会等をとおして啓発を図ります。

ウ 市立図書館で，保護者やボランティアを対象とした読み聞かせ講座や家庭教育学級での読書会等を実施します。また，おはなし会や親子で読書に親しむ機会の提供に努めます。

エ 乳幼児に関わる事業を行う施設において，本の紹介やチラシの配布等によって保護者への啓発を図ります。

*⁴「赤ちゃん絵本プレゼント」(ブックスタート)

親と子が心とことばを通わせる，そのかけがえのないひとときを，絵本を介して持つていただくことを応援する運動です。(※ブックスタートの名称は，NPOブックスタートにより商標登録されています。)

1992年にイギリスのバーミンガムで，子どもに文字を覚えてもらうなどの目的で，メッセージを添えて絵本をプレゼントしたのが始まりです。

バーミンガム大学のその後の調査によって，子どものことばや考える力にも影響があることが分かってきました。

日本では，平成12年の「子ども読書年」を機に全国各地で取り組みが始まり，実施自治体も平成15年4月で300余りであった市町村が，2021年2月末データ(NPOブックスタート調べ)では1,066の市町村が実施しています。

南九州市では，「赤ちゃん絵本プレゼント」として，保健センターと連携して，乳幼児歯科検診時に実施しています。

*⁵セカンドブックプレゼント

幼児期から絵本を通じて，親子での楽しいひとときを過ごすことで，親子の絆を深めるとともに，子どもの読書活動を推進します。自発的な読書活動に繋がるきっかけづくりとして，赤ちゃん絵本プレゼントに続き，5歳児に本のプレゼントを実施しています。

II 地域に密着した子どもの読書活動の推進

1 南九州市立図書館

(1) 役割

多くの保護者にとって，図書館の概念は，子どもに読ませたい本がそろっており，必要な時に借りられるというものだと考えられます。したがって，図書館は，様々な要望に沿った本を提供できる体制を整備することが必要です。

また，定期的なおはなし会や*⁶「子ども読書の日」など，読書週間におけるイベント等の開催，加えて，読書グループの支援や関係機関が開催するイベントの紹介や参加促進についても併せて行っていくことが必要です。

(2) 子どもの読書活動推進のための取組

ア 読書活動や図書館資料に関する情報提供

広報紙やホームページを有効活用し，定期的なおはなし会やイベントの開催を周知します。また，各種イベント等へ移動図書館車を運行し，広報活動を行います。さらに，時勢にあった本の紹介コーナーや新刊案内，お薦めの本等の情報発信に努めます。

イ 学校との連携

団体貸出(50冊)や学習支援として，予約本の貸し出しや，休み時間等を利用した読み聞かせを行います。また，学校司書からの相談の受付，調べ学習に対

応したシステムの活用(学習件名検索)促進, *⁷ブックトーク, *⁸ビブリオバトルなどの支援を行います。

ウ 南九州市読書活動推進会議をとおした, 児童生徒の読書活動推進

- (ア) 理事(10人以下)を任命し, 年2回の会議を開催し, 運営にあたります。
- (イ) 校長, 読書指導担当教諭, 学校司書, 公立図書館職員, 公立図書館司書からなる会議を開催し, 年間計画や公立図書館と学校図書館の連携のあり方について話し合います。
- (ウ) ステップアップセミナー講座を実施し, 担当職員の資質の向上を図ります。
- (エ) 優良小・中学校や公立図書館などへの先進地視察を積極的に行います。
- (オ) 読書感想画を募集し, 知覧図書館・穎娃図書館・川辺図書室で巡回展示し, ホームページにも掲載します。
- (カ) 学校図書館による「学校図書館運営研究会」の運営を補助し, 発表のサポートを行います。

*⁶ 「子ども読書の日」…毎年4月23日。「子どもと読書活動の推進に関する法律」で定められた日。
*⁷ 「ブックトーク」…あるテーマにそっておはなしをしながら, 何冊かの本を紹介していく方法。
*⁸ 「ビブリオバトル」…書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い, 意見交換を行った後, 参加者が読みたくなった本を多数決で決定する, ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。

エ 図書館相互や関係機関との連携・協力

図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し, 蔵書の相互利用, 行事や講座等の充実, 資料の展示など, 読書活動に資する取組を推進します。

(3) 図書館の機能強化

ア 住民サービスの向上

- (ア) 地域住民のニーズを踏まえ, 図書館資料や施設等を計画的に整備・維持していきます。
 - a 特色のある各館・室の図書資料の充実を図ります。
 - b 児童室, 特設コーナー等の展示の更新・充実を図ります。
- (イ) インターネットを利用した本の検索・予約の利用促進を図ります。
- (ウ) 読書の記録の普及及び利用をとおして, 読書意欲の向上を図ります。

イ 司書及び司書補の資質向上

研修会や講習会等に積極的に参加させ, 資質の向上を図ります。

ウ 障害のある子どもの読書活動推進と諸条件の整備・充実

点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の整備や図書館利用の際の介助, *⁹対面朗読等の実施など, 読書環境の整備が必要です。このうち, 点字資料・録音資料については*¹⁰「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」を



読書の記録

含む全国の視聴覚障害者情報提供施設からのネットワークを利用した貸借を促進します。

*⁹ 「対面朗読」・・・視覚障害者等が希望する本を、直接読んで聞かせるサービス。

*¹⁰ 「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」

・・・障害のある人のための総合的な福祉センター「ハートピアかごしま」の四つの施設の一つ。
点字資料の閲覧，録音資料の聴読及び貸し出等を行っています。

2 各種読書活動推進団体等への支援

市内には、親子読書会や読書グループがあり、子どもが読書に親しむ機会が提供されています。子どもの読書活動推進に係る取組は、広く市民に理解され、関心を高めています。

これらの団体の活動を支援し、これまで以上に活性化が図られるよう環境を整えていく必要があります。

(1) 各種読書活動推進団体の養成及び資質向上を目指す研修会等の実施

新たなボランティアの養成や発掘を行います。また、活動中のボランティアの不安解消やスキルアップのための「初めての絵本の読み聞かせ講座」等、地域の読書活動に密接した研修会等を実施します。

(2) 各種読書活動推進団体の活動への支援

ア 活動の場を設定し、学習機会の提供や本の選書などをサポートします。

イ 団体が行う情報交流や合同研修会等の広報や活動に協力します。

III 学校等と連携した子どもの読書活動の推進

学校は、子どもたちの読書意欲の向上を目指し、読み聞かせや朝読書、図書の時間の確保など、あらゆる機会を捉えて読書活動の推進を図っています。

学校図書館との連携をより一層強化し、読書の楽しさや素晴らしさに気付き、自ら読書に親しむ本好きの子どもたちを育てていきます。

1 幼稚園等

(1) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

ア 計画的な取組の推進

乳幼児期の早い段階で、読書の楽しさに気付くことができるように、購入を希望する書籍については、市民ニーズに沿った計画的な購入を進めていきます。また、出張おはなし会や保護者による読み聞かせ会等を企画します。

イ 本の貸出し促進

公共図書館（県立図書館を含む）の配布本や移動図書館車を有効活用して、個人及び団体へ積極的な貸し出しを行います。

ウ 保護者への啓発

乳幼児期からの読み聞かせの効果や意義について、乳幼児をもつ保護者へ説明する機会をより多く設定します。

(2) 子どもの読書活動推進に係る関係機関の連携強化

ア 外部人材の活用促進

親子読書会や読書グループ等と連携し、積極的な活動を促進します。

イ 発達段階に応じた図書の選定

公共図書館（県立図書館を含む）の推薦する本などの情報を収集し、発達段階に応じた図書の選定に努めます。

ウ 教職員や保育士等の資質向上

教職員や保育士に読み聞かせに関する研修会などへ積極的に参加してもらうことで、資質向上を図ります。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書の習慣化と読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、読書が習慣化することを目指して、南九州市読書活動推進会議等での交流や情報交換をとおして、それぞれの学校の正確な実態把握に努め、要望に沿った支援を具体的に行っていきます。

ア 「1日20分読書」運動に取り組むに当たり、図書資料の充実は欠かせません。文部科学省の学校図書館図書整備等5か年計画を踏まえ、学校図書館図書標準の計画的な達成を目指します。整備期間中は、公共図書館の団体貸し出しや移動図書館車の運行を利用し充実を図ります。

イ 学校での「朝読書の時間」や地域単位で行われている「朝読み夕読み20分」などは、読書の習慣化に直結しているため、今後も引き続きその取組を推奨します。

ウ 学校図書館担当職員向けに、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトル、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行の方法などを紹介し、児童生徒の読書活動の推進に寄与します。

エ 校長・読書指導担当教諭・学校司書・公立図書館職員・公立図書館司書で構成する南九州市読書活動推進会議において、学校図書館の利用促進が一層図られるよう、読書の時間を指導計画に位置付けるなど、下記事項について実践していきます。

(ア) 県主催の各種研修会を紹介し、関係職員の積極的な参加を促します。

(イ) 先進地の研修視察をとおして、図書館運営に生かします。

(ウ) 読書感想画の募集により児童の読書意欲の向上を図ります。



学校図書館運営研究会

(エ) 学校図書館運営研究会により、学校図書館の運営のあり方等について、研究を深めます。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図ることで、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子で楽しめる読書の仕方や本などを紹介し、親子読書の推進に努めます。

イ 朝読み夕読みの取組を支援します。

ウ 定期的な移動図書館車による巡回を行い、地域の方々へも読書の機会を提供します。

(3) データで見る小中学校の現状

南九州市は、小規模校が多く、公立学校において学校司書を配置する学校の割合は、全国平均及び県平均と比較すると高い状況です。

[学校司書の配置率]

	小学校	中学校
本市	100%	100%
本県	89.9%	87.0%
全国	59.3%	57.3%

(県の数値は平成30年10月、全国の数値は平成29年度の現状)

小学校・中学校の調査期間（10月の1か月間）における平均読書冊数は、県平均よりも高い状況です。

[1か月間の一人当たりの平均読書冊数及び達成目標冊数]

	H29年度		R2年度		R7年度（目標）
	本市	県	本市	県	本市
小学校	21.1冊	23.5冊	44.4冊	23.9冊	50.0冊
中学校	7.2冊	6.5冊	16.9冊	6.0冊	20.0冊
高校	1.90冊	2.0冊	2.13冊	1.9冊	2.20冊

3 高等学校

(1) 生徒の読書の習慣化と読書指導の充実



生徒が自分自身を見つめる時間として、1日20分間程度の読書に親しみ、読書が習慣化することを目指して、市立図書館が所蔵する良書の紹介やブックトーク、ビブリオバトルの手法等について紹介し、読書意欲の向上を図ります。

ア 教科に関連する書籍や資料の提供を積極的に行います。

イ ブックトーク、ビブリオバトルの手法等の紹介及び推薦図書コーナーの設置を行い、生徒の読書活動の推進に寄与します。



高校生による読み聞かせ

4 障害のある方も利用しやすい施設設備の推進

障害のある方も安心して図書館等の施設を利用できるように、以下のような取組を推進します。

(1) 選書や環境の工夫、視聴覚機器等を有効活用した実践例紹介

(2) 点字図書及び*¹¹点字図書館等の資料の活用促進

(3) 読み聞かせ活動の充実



小学校の読み聞かせ

*¹¹点字図書館

…点字刊行物および視聴覚障害者用の録音物を利用できる施設。身体障害者福祉法第34条により、視聴覚障害者情報提供施設に位置づけられ、都道府県、市町村、社会福祉法人等が設置する。無料または低額な料金で利用できる。「図書館」と名前はついているが、図書館法に基づく図書館ではない。厚生労働省所管であり、障害福祉の範疇となる。

5 学校図書館の充実

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能を持つ学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなど、連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館の整備

ア 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える図書の充実を図ります。

イ 教育委員会並びに市立図書館は、学校図書館の環境整備のあり方について紹介したり、学級における読書環境づくりの仕方等について紹介したりして、学校の読書環境整備に寄与します。

ウ 学校図書館に配備されたパソコンで図書館ホームページを利用し、情報の共有を図ります。

エ 市立図書館は、各学校の司書教諭や学校図書館担当職員と連携や協力を密にします。

(ア) 学校図書館が、円滑な運営を進められるよう協力します。

(イ) 学校図書館運営に関係する研修会等を適宜紹介します。

(ウ) 学校図書館ボランティアとの連携を積極的に行います。

オ 学校図書館の地域への開放を促します。

(ア) 平日における学校図書館の開放を検討します。

(イ) 長期休業期間等には、ボランティア等の協力を得ながら開放することを検討します。

(2) 市立図書館機能や役割の周知と理解を深めた上での読書推進

ア 長期休業等を利用して、ジュニア図書館員を募集し、図書館員の業務を体験する機会を設けます。そのことで、早い時期から市立図書館機能や役割等に興味・関心を持つことが期待できます。

イ 幼少期から、市立図書館を身近に感じてもらうことで、広く市民へ利用してもらうように努めます。



ジュニア図書館員の業務体験

IV 子どもの読書に関する事項の啓発と広報の推進

1 「子ども読書の日」設定の意義と各種取組に関連させた行事

国民、とりわけ子どもの読書活動についての関心と理解を深めさせるとともに、子どもが自ら意欲的に読書することを目指して、「子ども読書の日(4月23日)」が設定されました。

また、鹿児島県では*¹²「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」に合わせて、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日と定めています。南九州市においても、「おはなし会」や「おはなし会スペシャル」など、「子ども読書の日」に関連付けて、子どもがより一層読書に親しむきっかけとなる様々な取組を行います。

さらに、4月23日～5月12日の「子どもの読書週間」、10月27日の「文字・活字文化の日」、10月27日～11月9日の「読書週間」でも同様の取組を実施し、年間を通じて子どもから高齢者まで幅広い層への読書の啓発を行い、市民総ぐる

みでの読書活動推進に努めます。

*¹²「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」

…平成15年度鹿児島県図書館協会が提唱。全国で取り組まれる「子ども読書の日(4月23日)」だけでなく、毎月23日に本県独自に取組を推進するもの。

2 学校、個人・団体の優れた取組への表彰

培われた実績やスキルを生かし永続的に活動してもらうことを目的として、学校、個人・団体による優良読書グループを表彰しています。さらに、ボランティア活動など地道に実践している個人やグループについても10年をめぐりに表彰し、意欲の向上に努めています。

第4章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、学校図書館及び関係機関相互の連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

南九州市においては、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会の関係者からなる読書活動推進会議を設け、推進体制の整備を図ります。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

南九州市は、「第3次南九州市子ども読書活動推進計画」や、その計画に基づく具体的な方策についての提言や他市町村が取り組んだ施策の情報提供等、地域の特性を生かした取組を支援するとともに、関係機関相互の連携・協力を図ります。

なお、教育委員会及び市立図書館は、住民に身近な機関として、子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから、関係機関相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。

3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会との連携・協力が不可欠です。

また、各種団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。そのため、南九州市は、司書及び読書指導担当教諭の研修会や図書館協議会、学校図書館運営研究会を通じて、各種団体間や学校間の連携・協力が図られるよう啓発・広報に努めます。

特に、年に1回開催する「南九州市学校図書館運営研究会」は、市内の読書活動を推進するために、学校図書館や市立図書館の関係者を中心に行政関係者が一堂に

会し、連携を深め、読書活動の推進のために図書館が発揮すべき力について、共に考える機会となっています。本会は、県内でも類を見ない貴重な機会であることから、関係機関との連携をより一層密にし継続に努めます。

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子ども読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施する

ため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。